金融取

くりっく365

Yutaka24

取引ガイド

証券コード8747

豊トラスティ証券株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第299号

加入協会　一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本投資者保護基金

たいせつにしますプライバシー
10680005

Yutaka24

取引所為替証拠金取引とは？

インターネットを活用して、ほぼ24時間お好きな時間にいつでもドルやユーロといった外貨取引を行うことができるサービスです。
取引所為替証拠金取引（くりっく365）は、日本で初めての公的な東京金融取引所におけるFX取引ですので、安心感が違います。

6つのメリット

Merit1 いつでも!
朝でも、昼でも、夜でも、ほぼ24時間いつでもお取引チャンス。外貨を売買するタイミングは、日中だけではありません。Yutaka24なら、夜でも夜中でも取引時間内である限りそのときのリアルタイムレートでお取引が可能です。（※通信やシステム障害によってはご希望通りお取引いただけない場合があります。）

Merit2 どこでも!
ご自宅やオフィスのパソコンからインターネットで、外出先から携帯電話でいつでも簡単アクセス。場所を選ぶことなくどこからでもお取引いただけます。

Merit3 お得!
例えば、1万米ドル当たりの売買手数料は片道1,100円（消費税込）と大手銀行の外貨預金などと比べて約1/10の割安な手数料。わずかな値動きでも収益機会があります。

Merit4 コツコツ!
通貨ペア間の金利差等によっては、売買差益だけでなくスワップポイントによる収益が期待できます。また、受け取りも支払いも同額（一本値）でわかりやすいのが特徴です。

Merit5 効率よく!
証拠金でお取引いただけるため、資金効率（レバレッジ）に優れています。
例えば1米ドルが150円のとき、想定元本1万米ドルを60,000円という少額の資金で売買した場合、このときのレバレッジは25倍に相当します。（※相場が思惑に反して変動した場合、大きな損失につながることがあります。）

Merit6 じっくりと!
Yutaka24（くりっく365）は、先物取引のような取引期限がありません。保有する建玉が決済されない限り、自動的に翌取引日にロールオーバー（繰り越し）されますので、長期にわたって建玉を維持することができます。

断然有利

有利なレート

取引できるレートは、複数の有力金融機関が提供する最も有利なレートを採用しています。

例

マーケットメイカー	買気配	売気配	スプレッド
A社	150.030	150.085	5.5銭
B社	150.025	150.070	4.5銭
C社	150.010	150.050	4.0銭

最も有利なレート（狭いスプレッド）でのお取引が可能!

Yutaka24提示レート		
買気配	売気配	スプレッド
150.030	150.050	2.0銭

※マーケットメイカーとは、「買気配」及び「売気配」を常に提示し、その気配値に対するお客様からの注文に応ずる義務を持つ取引参加者のことです。

有利なスワップポイント

スワップポイントが一本値（受取りも支払いも同じ金額）となっています。

例

	Yutaka24		店頭取引	
	受取額	支払額	受取額	支払額
スワップポイント額	2円	2円	1円	4円
	一本値（受取額＝支払額）		受取額＜支払額	

スワップポイントが受取額と支払額で同額となっており、取引所及び当社がスワップポイントから収益を得ることはありません。

Yutaka24（くりっく365）の税制

Yutaka24の税率

Yutaka24（くりっく365）での利益は**申告分離課税**の対象となり、税率は20%＋0.315%（復興特別所得税相当率）となります。所得が一定額を超えるお客様にとっては、とても有利と言えます。なお、給与所得者の場合、年間の取引の結果生じた利益を含め、雑所得が20万円を超えた場合に課税の対象となり、確定申告が必要となります。その他の年金受給者や専業主婦の方などの場合は最寄りの税務署にお問い合わせください。

注）2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税額に対して、2.1%を乗じた金額（利益に対しては0.315%）が復興特別所得税として追加的に課税されます。

損益通算が可能

Yutaka24で発生した損益は、ゆたかCFD（くりっく株365）や他の店頭FXなどの店頭デリバティブ取引、日経平均先物などの有価証券先物取引、金などの商品関連市場デリバティブ取引等で発生した損益と、**損益通算**をすることが可能です。

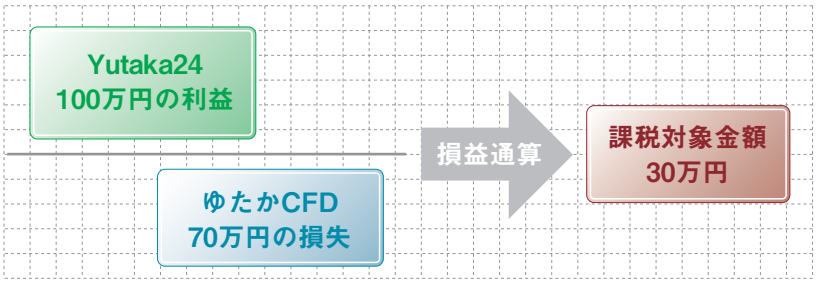

損失繰越控除が可能

Yutaka24で発生した損失のうち、その年に控除しきれない金額については、確定申告をすることにより、翌年以後3年に亘って雑所得等の金額から**繰越控除**をすることが可能です。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年間の損益	▲120万円	50万円	30万円	25万円	50万円
前年からの繰越損失額	－	▲120万円	▲70万円	▲40万円	－
繰越控除（確定申告）	－	▲70万円	▲40万円	▲15万円	－
納税額	0円	0円	0円	0円	101,575円※

※3年を超えて損失を繰り越すことはできません。従って、左記の例では5年目に損失を繰り越すことはできません。従って101,575円（50万円×20.315%）の納税が必要となります。

※損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が発生した年について、確定申告を行い、かつ、その後においても継続して確定申告を行う必要があります。

安心できる取引制度

Point 01

お客様からお預かりした証拠金は、全額取引所に預託され、その上で取引所の財産と区分して保管されます。万一当社が破綻した場合でも、お客様の証拠金は原則全額保護され、お客様の資産の保全が図られる仕組みとなっています。

Point 02

公的取引所の「東京金融取引所（金融取）」での取引だから、信用リスクが少なくて安心です。Yutaka24（くりっく365）では、お客様の取引の相手方は当社となりますが、当社の取引の相手方は金融取であり、間接的に金融取が全ての取引の相手方となります。そのため、万一当社が破綻した場合でもお客様の建玉を決済することができ、また、金融取が認める場合には他の取扱会社へ建玉を移管することもできます。

Point 03

Yutaka24（くりっく365）では、金融商品取引法の業者登録基準に加え、金融取の為替証拠金取引資格及び為替証拠金清算資格に係る要件（資本金3億円・純資産20億円以上等）に適合した業者のみが参加できます。

お取引をはじめるには（口座開設の流れ）

Step 01 資料のご請求
当社指定の口座開設申込書類をご請求ください。

Step 02 申込書類・本人確認書類の送付
口座開設申込書類、ご本人確認書類、及び個人番号（マイナンバー）に関する書類を当社宛にご提出いただきます。

Step 03 口座開設審査
必要書類一式をご提出いただいてから通常3～5営業日で審査が完了します。

Step 04 ID・ログインパスワードの送付
ID・ログインパスワード及び振込先口座の記載された書面をお客様のご自宅に簡易書留（転送不要）にて郵送いたします。

Step 05 ご入金
Yutaka24のお取引に先立ち、Yutaka24専用の振込口座に証拠金のご入金をお願いいたします。

Step 06 お取引の開始
初回ログイン後、お客様ご自身でログインパスワードのご変更をお願いいたします。

ご入金について

口座開設の審査完了後、Yutaka24専用の振込口座を記載した書面を簡易書留（転送不要）にてご自宅宛にお送りいたします。お取引に必要な証拠金は、Yutaka24専用口座にお振込みください（振込手数料はお客様のご負担となります）。なお初回のご入金額は10万円以上となります。

クイック入金サービス

クイック入金サービスとは、取引画面からの簡単な操作で下記指定銀行のお客様のオンライン口座より、Yutaka24取引口座へ入金できるシステムです。ご入金は取引口座に即時反映され、平日だけではなく祝祭日でも、取引時間中であればいつでもご入金いただけます。
※初回のご入金時にはご利用いただけません。

ご利用いただける金融機関	MIZUHO	SMBC 三井住友銀行
楽天銀行	PayPay 銀行	セブン銀行

※ご入金における注意事項

預託金の振込人名義は、お客様のYutaka24取引口座と同一名義である必要があります。またお振込み後、当社で入金を確認し、お取引口座へ反映されるまでに時間を要することがありますのでご了承ください。なお、当社では迅速な処理を心がけておりますが、お客様のお振込みから取引口座に反映されるまでの間のリスク（ロスカット発動など）は負いかねます。

取引限度額

- お客様に余裕を持ってお取引いただくために、「取引限度額（入出金差引合計額ベース）」を設定させていただいております。
- 取引限度額の拡大をご希望の場合には、書面による取引限度額拡大の申請手続きを行っていただいた上で、当社の審査を受けていただく必要があります。お申し出の内容によって、登録情報変更届等の書面を別途ご提出いただく場合があります。
- 追加証拠金発生時の対応のための取引限度額を超える入金は可能ですが、その場合、新規の建玉を行う取引は認められません。事前にお客様サポートデスクまでご連絡ください。（※追加証拠金の対応の詳細については、4ページをご覧ください。）

ログインID・パスワードの管理について

ログインIDとログインパスワードは、簡易書留（転送不要）にてご自宅へお送りいたします。なお、不正アクセス防止のため、ログインパスワードは初回のログイン時に必ずお客様ご自身で任意のもの（推測されにくいもの）へ変更していただく必要があります。ログインID及びログインパスワードのお取り扱いにつきましては、細心の注意を払ってお客様ご自身で管理してください。（ログインパスワードは、当社再発行分を含めて5世代前までのものを使用することができません。）

口座明細と追加証拠金（追証）、ロスカットルールの確認

追証が発生しますと、この「証拠金不足額」に不足金額が表示されます。この金額以上をご入金されるか、建玉の一部決済等による不足額以上の維持証拠金額の減額の対応が必要となります。
※証拠金不足となった場合でも、既に発注済みの予約注文（新規・決済を問わず全て）は取消されませんのでご注意ください。そのため、証拠金不足の発生後かつ未解消の状態において当該予約注文が成立し、維持証拠金額が増加した場合には、その増加分を含めて証拠金不足の解消が必要になります。

［重　要］追加証拠金について

お客様において証拠金不足を解消いただけない場合には、当社は取引所為替証拠金取引約款第6条の規定に則り、全建玉をお客様の計算において任意に処分させていただきます。

Yutaka24追証発生時の対応について（シミュレーション）

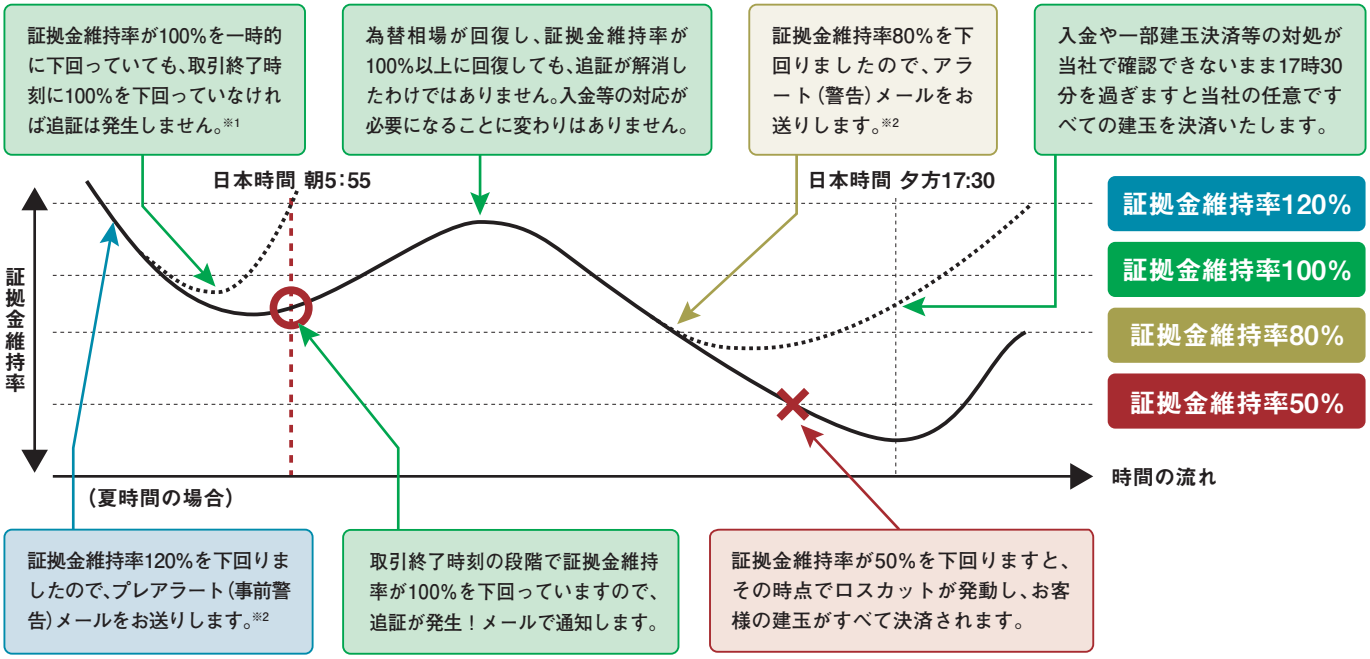

ご注意ください!

①自動ロスカットシステムは、取引時間中においてリアルタイムでロスカット判定を行っています。
②建玉をお持ちの場合は、定期的に口座の証拠金維持率をご確認ください。当社では、相場の急変動も想定の上、余裕のある証拠金維持率を維持していただくことをお勧めいたします。
③ご入金のお手続きをしていただいても、金融機関の当日取扱時間を過ぎて翌日扱いとなるなど、追証対応期日の17時30分までに当社にて着金確認が行えない場合には追証対応とはなりません。
④取引所の取引再開日が国内の金融機関の休業日にあたる場合、追証未対応であっても建玉の強制決済は行いません。ただし、ロスカットシステムは常に作動しています。

追加証拠金	プレアラートメール	アラートメール	ロスカットシステム
有効証拠金額が日々の取引終了時点で維持証拠金額を下回った場合、建玉を維持するために追加して差し入れる証拠金	有効証拠金額が維持証拠金額の120%を下回った場合、事前警告のために送られる第一段階のメール	有効証拠金額が維持証拠金額の80%を下回った場合、警告のために送られる第二段階のメール	有効証拠金額が維持証拠金額の50%を下回った場合、損失の拡大を防ぐために自動的に行われる強制決済システム（取引時間中は常に稼動）

※1 取引終了時刻等の取引時間に関しましては、取引要綱（別紙）等をご覧ください。
※2 プレアラート値は120%、アラート値は80%に設定されており、お客様ご自身での設定変更はできません。

両建てについて

「両建て」とは、同一の通貨ペアにおいて売り建玉と買い建玉を同時に保有することです。

例　ある通貨ペアで、先に成立している各1枚の買い建玉(1)～(5)がある状態で、新たに売り注文3枚を約定した場合、転売の指示を行なわずに(買い建玉(1)～(5)のいずれとも決済せずに)、新たに3枚の売り建玉を保有した例です。

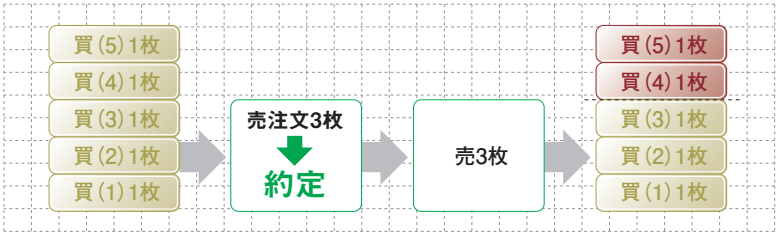

●両建ての場合の維持証拠金について

売り建玉と買い建玉の双方を保有している場合、売り建玉又は買い建玉のいずれか多い建玉枚数分の維持証拠金が必要となります。上記の例の場合、5枚の買い建玉に対する維持証拠金は必要となりますが、追加の3枚の売り建玉に対する新たな維持証拠金は必要ありません。

●両建ての場合のスワップポイントについて

売り建玉と買い建玉の双方を保有している場合、両建て部分の建玉についてはスワップポイントが相殺されるため、実質的に買い(売り)越し部分の建玉に対してスワップポイントが発生します。上記の例の場合、買い越している２枚の建玉に対してスワップポイントが発生することになります。

※お客様の保有する建玉が増加することから、その分手数料の負担が増えることにご留意ください。なお、建玉整理による決済の場合、通常の取引手数料と比べ割安な手数料が適用されます。

●両建ての場合の新規発注について

発注時に、両建てに必要な新規手数料額以上の残高が発注可能額にある場合のみ、両建て目的の新規発注が可能ですが、残高が不足する場合は発注できません。（なお、追証未対応の状態では新規注文を一切発注できません。）

転売・買戻しの申告について【建玉整理】

同一通貨ペアにおいて、保有している両建ての建玉(売り・買い同枚数)を、取引時間中であればいつでも転売・買戻しの申告によって決済することができます。これを「建玉整理」といいます。
注)建玉整理の申告は、取引終了10分前までの受付となります。

例　10月27日にある通貨ペアで、各1枚の買い注文(1)～(5)を約定させました。翌28日に新たに売り注文3枚を約定させて両建てとしました。10月30日に、買い建玉(2)、(5)と売り建玉のうち2枚を指定して申告を行い、その結果、買い建玉(1)、(3)、(4)と売り建玉の残り1枚を両建てとして引続き保有した例です。

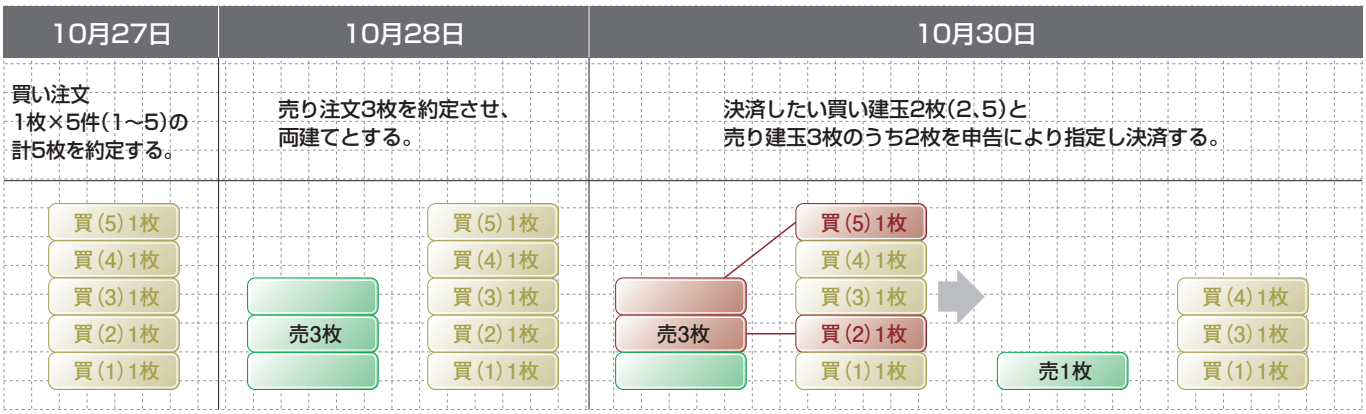

①市場で反対売買を行う必要がないため、売買スプレッド分のコスト負担がありません。ただし、建玉整理による別途手数料が必要です。②売り・買いの建玉に同一のスワップポイントが適用されることから、スワップポイントによる逆ざやが発生することがありません。

Yutaka24用語解説

建玉（たてぎょく）
売買を行った後、未決済となっている取引のポジションのこと。買っている状況を「買建玉」、売っている状況を「売建玉」という。

約定（やくじょう）
取引が成立すること。

反対売買
建玉を決済するために行う取引で、買建玉に対しては「転売」、売建玉に対しては「買戻し」という。

差金決済
建玉の決済時に原資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた金額（差金）を授受する決済方法。

証拠金
建玉を行う際に、その義務遂行のためのいわば担保として預け入れる預託金。

維持証拠金
建玉を維持するために必要な証拠金の金額。

追加証拠金
証拠金残高が相場変動により自己の建玉を維持するのに必要な維持証拠金を下回った場合、追加して差し入れなければならない証拠金。

証拠金維持率
有効証拠金額÷維持証拠金額×100で算出される比率で、建玉を維持するために必要な維持証拠金額に対し、どのくらいの残高を有しているかを示す比率のこと。有効証拠金額とは、預託された証拠金額に評価損益等を加えた金額。

スワップポイント
金利の異なる通貨を取引・保有した際に発生する金利差相当額のこと。一般的に、金利の低い通貨で金利の高い通貨を買うと、投資家はスワップポイントを受け取れるが、反対に金利の高い通貨で金利の低い通貨を買うと、金利差はマイナスとなり、スワップポイントを支払うこととなる。

清算価格
取引所為替証拠金取引における有効証拠金額を算出するために、通貨ペアごとに日々の取引時間終了後に取引所が決める価格。

清算制度
取引所の清算制度では、取引所で行った取引はすべて取引所を相手方とした取引に置き換わり、取引所を介して取引の清算・決済の履行が行われる。

マーケットメイカー
マーケットメイカーとは、「売気配値（売り呼び値）」及び「買気配値（買い呼び値）」を常に提示し、その呼び値に対応する投資家からの注文に応ずる義務を持つ取引参加者。

売気配値（アスク・売り呼び値）
マーケットメイカーが提示する通貨売付けの希望価格。投資家にとっては、通貨を買う際の価格目安となる。

買気配値（ビッド・買い呼び値）
マーケットメイカーが提示する通貨買付けの希望価格。投資家にとっては、通貨を売る際の価格目安となる。

レバレッジ
証拠金に対する建玉総額の比率（倍率）。10万円の証拠金に対して100万円分の建玉を保有した場合、レバレッジは10倍となる。

ロスカット
投資家の損失が所定の水準に達した場合、それ以上に損失が拡大しないようにするため、金融商品取引業者がリスク管理の手段として、投資家の建玉を強制的に決済すること。

重要事項説明書（必ずお読みください）

「Yutaka24（くりっく365）」（2025年1月）

【会社の概要】

商　　号：豊トラスティ証券株式会社、金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第299号
所　在　地：〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-16-12
加 入 協 会：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本投資者保護基金
問い合わせ先：お客様サポートデスク 0120-365-281

【リスクの概要】

(1)価格変動リスク、コンバージョンリスク、金利変動リスク、流動性リスク、信用リスク、システム障害リスク（取引システム又は取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注・執行・確認・取消し等が行えないこと）及び税制・法律等の変更リスク等により損失が生ずるおそれがあります。
(2)取引により元本損失・元本超過損が生ずるおそれがあります。
(3)取引をする際には、お客様は買い気配値（ビッド価格）で売り、売り気配値（アスク価格）で買うことができます。なお、通常買い気配値よりも売り気配値の方が高く、この価格差（スプレッド）は相場急変によって広がったり、連続的な提示が不可能又は困難となったりする可能性があり、意図した通りのお取引ができないことがあります。
(4)スワップポイントは通貨ペアのポジションによって受払いが発生します。また、その通貨ペアの金利差及びその需給関係によっては高金利通貨の買いであっても支払いとなることがあります。
(5)追加証拠金の預託又は建玉の調整等により証拠金不足の解消（追証対応）を取引再開日の日本時間17時30分（取引時間の短縮等の変更の場合には、取引再開日の日本時間12時30分）までに行わなかった場合には、お客様の計算において保有する全ての建玉が任意に決済されます。なお、取引所の取引再開日が国内の金融機関の休業日の場合、当該建玉の処分は行いません。
(6)ロスカット発動の判定がなされた場合には、原則自動的に取引時間内の全ての建玉が決済されます。ロスカット発動時に取引時間外等の事由により建玉が残った場合には、取引再開時以降の価格で当該建玉についてのロスカットによる反対売買が順次行われます。

【証拠金とレバレッジ】

維持証拠金は東京金融取引所がリスクに応じて算定する証拠金基準額及び取引対象である通貨ペアの価格に応じて当社が別途定める金額によって変動しますので、通貨ペアの取引金額に対する比率（レバレッジ）は、常に一定ではありませんが、法令等の定めに従い、最大25倍以下になるように設定されています。また、少ない元手で大きな利益を手にできることがありますが、反面、大きな損失につながることもありますので、自己の判断と責任において取引を行う必要があります。なお、お客様が差し入れる証拠金は、東京金融取引所に全額直接預託することにより、当社の資金とは区分されるとともに、東京金融取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。また、お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理します。

【コスト】

売買手数料は１取引単位当たり片道1,100円（消費税込）が最大でかかります。また、反対売買時に既存の建玉を決済しないで両建てを選択した場合、建玉を減じる際には転売・買戻しの申告（建玉整理）の手数料として1取引単位当たり最大で片道550円（消費税込）若しくは通常の手数料がそれぞれ徴収されますので、お客様にとっては手数料の負担が増すこととなります。

【その他】

お客様の注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
個人の場合、原則益金は雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引等の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。
※復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。